

速報！さくらユウワ通信

「育児・介護休業法」-育児休業制度 改正ポイントのご案内

この度令和7年4月1日より育児・介護休業法の改正が段階的に行われます。
それに付随して、就業規則の見直しなどが必要になる場合がございますので一部ご紹介いたします。

R7年4月1日より施行分

① 子の看護休暇の見直し【義務】

改正内容	現行制度	4月1日以降
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 ③④を追加	① 病気・けが ② 予防接種・健康診断	③ 感染症に伴う学級閉鎖等 ④ 入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6ヵ月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ① 週の所定労働日数が2日以下 ② 継続雇用期間6ヵ月未満	〈除外できる労働者〉 ① 週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大【義務】

改正内容	現行制度	4月1日以降
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

③ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大【義務】

改正内容	現行制度	4月1日以降
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

④ 育児のためのテレワーク導入【努力義務】

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが事業主に努力義務化されます。

R7年10月1日より施行分

① 柔軟な働き方を実現するための措置【義務】

事業主は3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して以下の中から2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。労働者は事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用します。

1. 始業時間の変更等
2. テレワーク等(10日以上/月)
3. 保育施設の設置運営等
4. 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇の付与 10日以上/年)
5. 短時間勤務制度

② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮【義務】

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間
聴取内容	勤務時間帯、勤務地、両立支援制度等の利用期間、仕事と育児の両立に資する就業の条件

参考 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

ご不明な点ございましたら、各担当者までお気軽にお問い合わせください【末永】